

組合員の皆様へ

出資金減資および組合員脱退時の出資金払戻しのお手続き改定のご案内

2025年12月

生活協同組合コープあいづ

日頃よりコープあいづをご利用いただき、誠にありがとうございます。

出資金の減資のお手続きと組合員脱退の際の出資金の払戻しのお手続きについて、福島県消費生活課より、定款に定められた内容と異なる手続きを出資金規則に定めて行っていることから、定款に従って手続きをしなければならない旨の指導を受けました。この指導を真摯に受け取り、出資金規則の改定をすることとなりましたので、ご了承くださいます様、お願い申し上げます。

尚、規則改定による手続きの変更は、2026年3月21日以降の申請分から適用する予定です。

1. 出資金減資のお手続き（下線部分が変更になります）

【改定前】

- ① 減資の払出しは、定款の規定によって行い、銀行振込または郵便振込によってお渡しします。
希望される方には、現金書留で郵送することもできます。
- ② 減資は、店舗・センターに「減資申込書」で申込みください。必ず「コープカード」と本人であることが確認できる、公的に発行された文書（運転免許証など）の提示が必要です。受付時に確認させていただきます。
- ③ 減資のお申込みの受付期間は16日から翌月15日までとし、お渡しする日は、月末（金融機関が休みの場合は前営業日）とします。
- ④ 生協債を購入されている組合員は、債券額の10分の1以上の出資金を残していただきます。
- ⑤ 減資の日付は、振込日または送金日とします。

【改定後】

- ① 減資の払出しは、定款の規定によって行い、銀行振込または郵便振込によってお渡しします。
希望される方には、現金書留で郵送することも可能です。
- ② 減資は、店舗・センターに「減資申込書」で申込みください。必ず「コープカード」と本人であることが確認できる、公的に発行された文書（運転免許証など）の提示が必要です。受付時に確認させていただきます。
- ③ 減資のお申込み受付期間は、毎年3月21日から12月20日迄です。期日内で手続きが完了したものについて、翌年3月20日（金融機関が休みの場合は前営業日）にお戻しいたします。
- ④ 債券保有の組合員は、30,000円以上かつ債券保有金額の10分の1以上の出資金を残していただきます。
- ⑤ 減資の日付は、お申し込み受付日の翌年3月20日とします。

2. 脱退のお手続き（下線部分が変更になります）

【 改定前 】

- ① 脱退は、定款の規定によって行い、店舗・センターに「脱退申込書」に「コーパスカード」を添えて申込ください。必ず、本人であることが確認できる、公的に発行された文書（運転免許証など）の提示が必要です。受付時に確認させていただきます。
- ② 払込済出資額の払戻しは、請求いただいた後に指定した銀行振込または郵便振込により行います。希望される方には、現金書留で郵送することもできます。出資金の払戻し期日は下記の通りです。
 - 1) 宅配利用の組合員は、最終利用分を含む全ての支払い（口座引落し日または現金入金日）後、30日以内。
 - 2) 上記以外の組合員は、受付日から30日以内。

【 改定後 】

- ① 脱退は、定款の規定によって行い、店舗・センターに「脱退申込書」に「コーパスカード」を添えて申込ください。必ず、本人であることが確認できる、公的に発行された文書（運転免許証など）の提示が必要です。受付時に確認させていただきます。
- ② 払込済出資額の払戻しは、請求いただいた後に指定した銀行振込または郵便振込により行います。希望される方には、現金書留で郵送することも可能です。出資金の払戻し期日は下記の通りです。
 - 1) 法定脱退（※1）をした宅配利用の組合員は、最終利用分を含む全ての支払い（口座引落し日または現金入金日）後、30日以内に出資金の払戻しを行います。
 - 2) 法定脱退をした上記以外の組合員は、受付日から30日以内に出資金の払戻しを行います。
 - 3) 自由脱退（※2）を申し出た組合員で、毎年3月21日から12月20日迄の期日内に手続きが完了したものについて、翌年3月20日（金融機関が休みの場合は前営業日）に出資金の払戻しを行います。

※1 法定脱退 組合員たる資格の喪失（区域外への転居）、死亡、除名等で脱退

※2 自由脱退 法定脱退以外の理由による脱退

以上、お知らせいたします。

お問合せ先 生活協同組合コーパスあいづ 管理本部 ☎0242-26-7810